

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道新篠津村立新篠津小学校 令和8年（2026年）5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

新篠津小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

新篠津小学校においては、法や国の基本方針、道や新篠津村の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童が自分は必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

新篠津小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「新篠津小いじめ対策組織」では、

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割などを担い、いじめを予防するだけでなく、コミュニケーション能力を高めたり、個性の伸長を図ったりするための活動を進めていきます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム(いじめについて考える集会など)を実施します。
- ・学年縦割り清掃やランチルームでの全校が集まったの給食によって、心の成長を推進します。
- ・社会教育(家庭や地域)と連携した体験活動との関連を図ったプログラム(交通安全教室や田植え、みそづくり、ふれあい塾など)を実施します。
- ・道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム(人権教室や情報モラル教室など)を実施します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の新篠津小学校のいじめ対策組織担当は、教頭(佐々木)です。

連絡先0126-57-2179(学校代表電話)

北海道教育委員会等の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
新篠津村教育委員会(電話)	0126-57-2111(内線711)	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Webページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター